

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業（新規）

要求額46,667千円（0千円）

（要求理由）

1. 経緯

「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）においては、仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進めることや、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進することが、重点事項として挙げられている。

また、男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会は、平成17年9月に「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」を取りまとめた。さらに平成18年5月に、この報告を踏まえ、専門調査会委員より、「男性を

含めた働き方の見直し」のための重要な取組として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直し」を取りまとめ、男女共同参画会議に報告したところである。

2. 目的

これまで、男女共同参画施策における両立支援策は、「子育て」や「子育て世代」に着目した取組を中心に行われてきたが、男性を含めた働き方の見直しなしに長時間労働を前提とした職場での両立支援策は有効性を発揮しにくい。両立支援策の土台となる働き方の見直しが男女共同参画推進において急務である。

子育て世代の両立支援を契機とする全ての人を対象とした、男女の職業（公務・農業等を含む）・地域・家庭への参画のために、ワーク・ライフ・バランス施策を総合的に推進する必要がある。

3. 概要

（1）男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を活用した推進運動

えがりてネットワークの有識者と構成団体及び関係府省からなる連絡会議を開催し、ワーク・ライフ・バランスに関する施策の実施状況及び課題の検討、今後の取組方針の検討等を行うとともに、えがりてネットワークの構成団体が行う普及啓発活動に対する支援を行い、ワーク・ライフ・バランス推進運動を実施する。

（2）意識啓発事業

ワーク・ライフ・バランス推進のためには、特に組織のトップ・管理職の意識啓発が重要であることから、組織（企業・公務等）のトップ向け・一般男女向けの広報啓発資料の作成配布、シンポジウムの開催等により一層の推進を図る。

（3）ワーク・ライフ・バランスと組織経営に関する調査

利潤追求を使命とする企業等の経営とワーク・ライフ・バランスの関係について、調査分析する。特に、組織経営におけるワーク・ライフ・バランスのメリット、経営上のコスト等との関係につき重点的に分析する。

4. 効果

すべての人を対象としたワーク・ライフ・バランスの推進が図られることにより、職場においては男女ともに生活時間を確保した働き方が可能となることで、子育てしながら働く女性が不利な状況に置かれることがなくなり、真の雇用機会均等が確保される。また、企業等はより効率的な人事管理に移行することにより、効率的な経営が可能となり競争力が向上することが期待される。更にマクロ面では、人口減少により労働力不足が懸念される労働市場において必須となる女性労働力の確保が可能となる。こうしたワーク・ライフ・バランスを可能とする職場・生活環境は、少子化対策にも資するものと期待される。